

令和3年度第1回佐久市無居住家屋等対策協議会 議事録

日時：令和3年10月27日(水) 午後2時から午後2時40分

会場：佐久市役所 南棟3階 会議室

1 開会

2 自己紹介

3 副会長選任

4 協議事項

(1) 空き家と思われる建物の増減数について [資料1]

当初調査を行った平成28年3月からの空き家と思われる建物の増減数を報告し、市民からの情報提供や水道の閉栓情報を基に空き家の把握を行っていることを説明。

(2) 「特定空家等」について [資料2]

空家等対策の推進に関する特別措置法第二条第2項に規定される「特定空家等」の定義及び、同法第十四条に規定される「特定空家等に対する措置」に関することを説明。

議題(1) 特定空家等および特定空家等候補の対応状況について

[資料3、資料4、資料5-1~15]

特定空家等1軒、特定空家等候補14軒の対応状況を報告し、今後の対応方針について説明。

資料3、資料4及び資料5-1~15については、個人情報保護の観点から非公開。

議題(2) 相続財産管理人制度の活用について [資料5-16]

相続人不存在空家1軒について、相続財産管理人制度を活用し管理・処分を行う事例を説明。

資料5-16については、個人情報保護の観点から非公開。

《質疑》

[委員]

危険な空き家があるとの情報を市の担当部署が得てから、助言・指導や行政代執行等の措置に、どれくらいの時間を要するのか。

[事務局]

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」）に基づく措置に至るまでに、空家所有者や相続人に対し、法によらない適切管理の依頼をしています。

所有者が亡くなっている場合、相続人調査に2～3か月かかる場合があります。適切な管理などの対応がされるまで早くても半年、相続人が多数いる場合は対応までに2～3年かかる場合もあります。

何回か依頼を行う中で、相手方に対応する姿勢が見られない場合、法に基づく措置に移ります。

法には、勧告や命令には「相当の猶予期限を付けて」必要な措置をとることができることあり、具体的な期間は示されておりませんが、概ね半年～1年で次の措置へ移ると考えています。

質疑終了後、特定空家等1軒の勧告措置への移行について協議。委員より異議なく、勧告措置へ移行することに決定。

特定空家等候補1軒を特定空家等へ認定し、措置について事務局が助言・指導、勧告までを行い、経過を協議会開催時に報告することについて協議。委員より異議なく、特定空家等への認定及び事務局の措置について決定。

除却済みとなった特定空家等候補1軒、居住者の存在が判明した特定空家等候補1軒について、特定空家等候補から除外することについて協議。委員より異議なく、除外することに決定。

5 その他

(1) 無居住家屋等に関する情報提供同意書の現況報告 [資料6-1～3]

令和元年11月から取り組んでいる、無居住家屋等情報の外部提供について、取り組みの内容や現況について説明。

《質疑》 なし

《その他》

[委員]

所有者が分からない空き家にスズメバチが巣を作っているが、撤去についてどこに相談すればよいか。

[事務局]

建築住宅課において、空き家の所有者を確認し、所有者、相続人に駆除の依頼をしています。所有者、相続人の不存在が明確な場合などは、建築住宅課の予算で駆除対応します。

6 閉会